

「地域中核・特色ある研究大学の振興」 事業設計委員会 第3回

議事次第

1. 第2回事業設計委員会等の主なコメント等について
2. 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」について
3. その他

第2回事業設計委員会等の 主なコメントについて

第2回事業設計委員会等の主なコメントについて

(1) 施設整備

- 地域中核・特色ある研究大学の振興は、日本全体の経済の活性化を牽引していくような大学が選ばれるべきであり、その目的が達成できるようにしてほしい
- 本事業の目的として「研究力の向上」を支援することを説明する際に、狭義の「研究力の向上」を支援するのではなく、強みや特色ある研究大学としての成長等を支援することを示すべき
- 事業のタイトルに「産学官連携・共同研究の施設整備」とあるが、申請者が誤解しないよう、公募要領上で、早めに施設の定義を記載してほしい
- 10年後の大学ビジョンを達成するために必要な施設の整備を支援することを明示すべき
- 本事業では、トップサイエンスを目指す大学が本事業の申請条件を満たさないように見えることから、基金との関係を踏まえて、本事業の趣旨としてスタートアップ創出支援や産学官連携の促進の意図があることを明らかにすべき
- 本事業で支援する施設は、研究施設的なイメージを持たれやすいが、経営力の向上に係る仕組み作りに寄与する施設が弾かれないにほしい
- 本事業で整備する施設の要件として経済的効果が見込まれることを強調しすぎているように見えるので、説明ぶりに注意してほしい
- 連携することが目的でなく、提案大学の研究力の向上のために連携が必要であることから、連携の意義について発信しつつ、良い提案を求められるようにすべき。
- 提案大学として、強みや特色ある研究拠点等を有していることが採択の指標となることを明確にすべき

第2回事業設計委員会等の主なコメントについて

(2) 基金

- 国際卓越研究大学か、地域中核・特色ある研究大学の促進事業にどちらに出すか検討しているような大学だけ採択すると、本事業で採択する25件が金太郎飴のようになりかねないので、提案大学の目指す方向性の違いを考慮して審査・採択してほしい
- 単独での申請を許容することを踏まえて、連携ありきでなく、申請者に連携の必要性をしっかりと説明させることが必要
- 強みや特色ある研究大学の国際競争力を高めていくという観点から、海外大学とのマッチングファンド等により、海外大学と密接な連携を図るような提案大学の提案も評価できるようにすべき
- 基金が5年で終わらず10年続けられるよう、事業の運営方法をしっかりと定めていくことが重要であり、事業としてのKPIと、その実現のための方策を示していくことが必要。専門家を集めて事業の状況を分析し、文部科学行政にフィードバックできるよう、こういった仕組みを事業の運用にビルドインすべきではないか
- 大学から自主的にKPIを提案してもらうことは重要であるものの、目標とそれを達成するための手段について、国と提案大学との対話を通じて設定していくことも必要ではないか
- 本事業以外の他府省庁の大学支援施策（内閣府の地方大学・地域産業創生交付金など）については、本事業との連携により地域中核・特色ある研究大学の振興に大きく寄与する可能性があることから、他府省庁の施策との連携について政策的に検討していくことが必要
- 地域の中核的な大学は、次の国土像を描くうえで欠かせない存在であることから、他府省庁にも、本事業を発信して、相互に組み合わせる形になれると良い

「地域中核・特色ある研究大学強化 促進事業」について

背景・課題

- ✓ 我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠
- ✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携をはかることで、研究大学群として発展していくことが重要

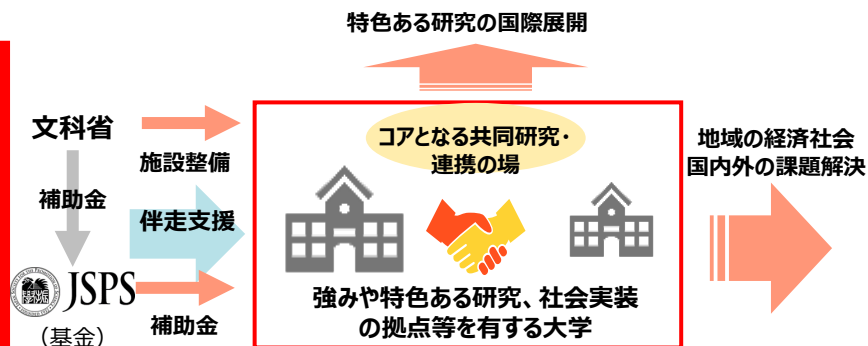
【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
 四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自性を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）抄】
 ・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。

事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援

【支援のスキーム（基金）】



【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業】

1,498億円

- 事業実施期間：令和4年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件（申請毎に複数大学で連携）
- 支援対象：
 - 強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を有する国公立大学が、研究力強化に有効な他大学との連携について協議のうえ、研究力の向上戦略を構築した上で、**全学としてリソースを投下する取組**（単独大学での申請及び国際卓越研究大学への申請中の大学を含む申請は対象外）
 - ※ 5年目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文科省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目標）
- 支援内容：
 - 上記を具現化するために**必要な設備等の整備**（30億円程度/件）と合わせて、**研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を担う専門人材の戦略的な配置や活動、研究環境の高度化等に向けて必要となる環境整備等の取組**（5億円程度/件・年）を一体的に支援。
 - （注）設備について1大学あたり上限15億円、1件（申請）あたり支援総額は参画大学数等に応じて決定。

- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
- 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

【地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業】

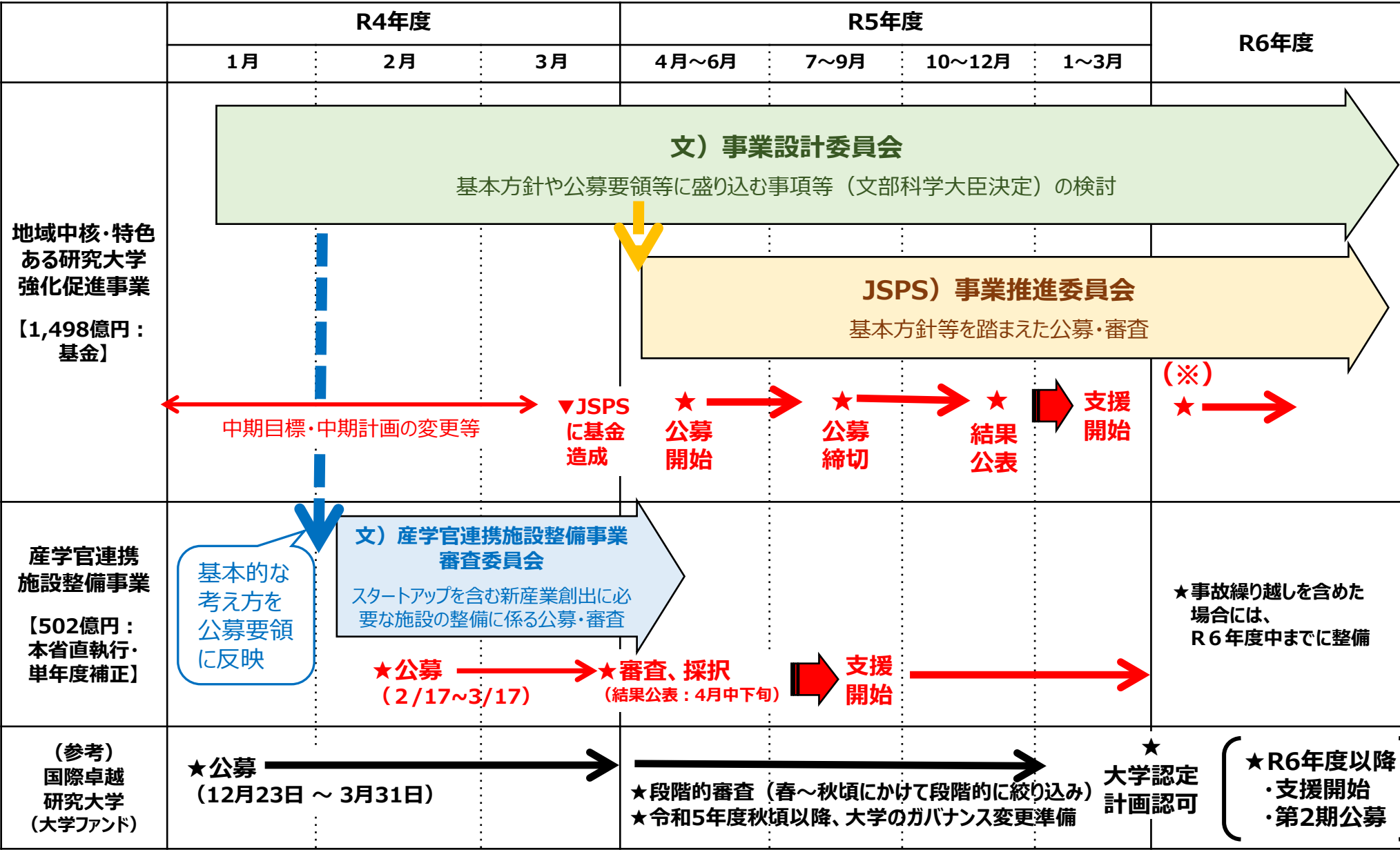
502億円

- 単価・件数：平均20億円程度 × 最大25件
 （1大学あたり上限10億円、申請毎の参画大学数・内容等に応じて交付額を決定。）
- 支援内容：（注：支援対象は「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に同じ）
 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、**共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要となる施設の整備を支援**

- ✓ 研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張
- ✓ 戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着

我が国の科学技術力の飛躍的向上
 地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業等と国際卓越研究大学のスケジュール



※公募や伴走支援の状況等や国際卓越研究大学の結果も踏まえて、柔軟に事業設計。 8

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」 (事業の背景)

- 日本全体の研究力を向上させるためには、国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核となる大学や特定分野に強みを持つ大学など、実力と意欲を持つ多様な大学の機能を強化していくことが重要であり、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を取りまとめ
- 一方で、日本全体の研究力を底上げしていくためには、国際卓越研究大学と、地域中核・特色ある研究大学※が、相乗的・相補的な連携により共に発展するスキームの構築が必要不可欠

※「①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能」、「②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能」、「③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能」のいずれか、又はそれを組み合わせた機能を有する大学

- そのためには、地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていけるよう、特定の強い分野の拠点等の強みを核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」 (事業の目的)

- 研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援。
- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取組の効果を最大化。研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張を図るほか、戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着を目指す。
- なお、本事業は、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」による支援との相乗効果を生むことを念頭。また、申請者には「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の改定版の趣旨を十分に踏まえて申請してもらう

特色ある研究の国際展開

ハード：共同研究拠点化やオープンイノベーションに必要な施設等の整備



ハード：研究戦略の実現に必要な設備

ソフト：研究開発戦略や、技術支援等を行う専門人材の配置等

※厳正に審査を行い、1回の審査で全採択大学（最大25件）を決定することはせず、国際卓越研究大学のスケジュール等もふまえ、R6年度も公募することを想定。

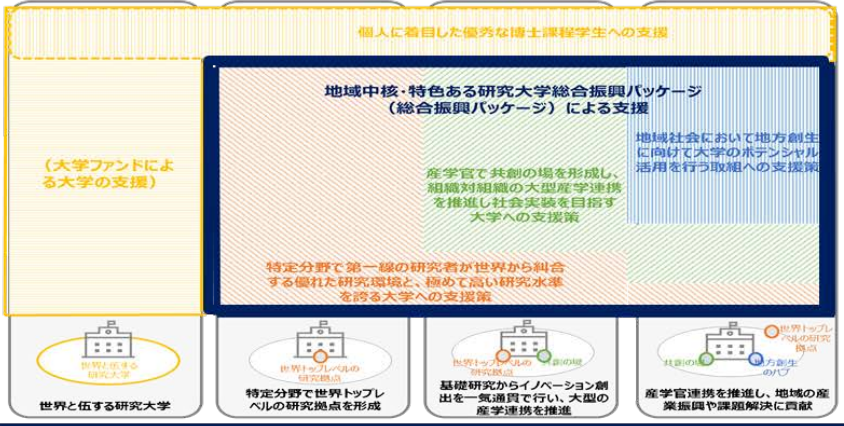
※施設整備事業の申請・採否に関わらず、申請可能

地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

令和5年2月8日改定 総合科学技術・イノベーション会議

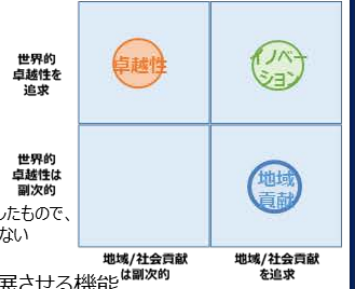
目指す大学像

研究活動を核とした大学に求められる機能について、自らのミッションや特色に応じたポートフォリオを描きつつ戦略的に強化し、大学の力を向上させることで、新たな価値創造の源泉となる「知」と「人材」を創出、輩出し続ける大学



大学に求められる機能

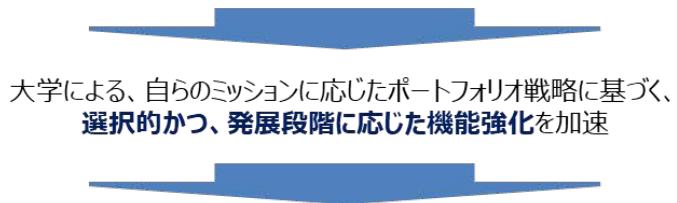
保持・強化することが期待される、研究活動に係る機能と、それに連動した高度人材育成に係る機能とを、「卓越性」と「地域・社会貢献」の観点から、3つの要素に分解



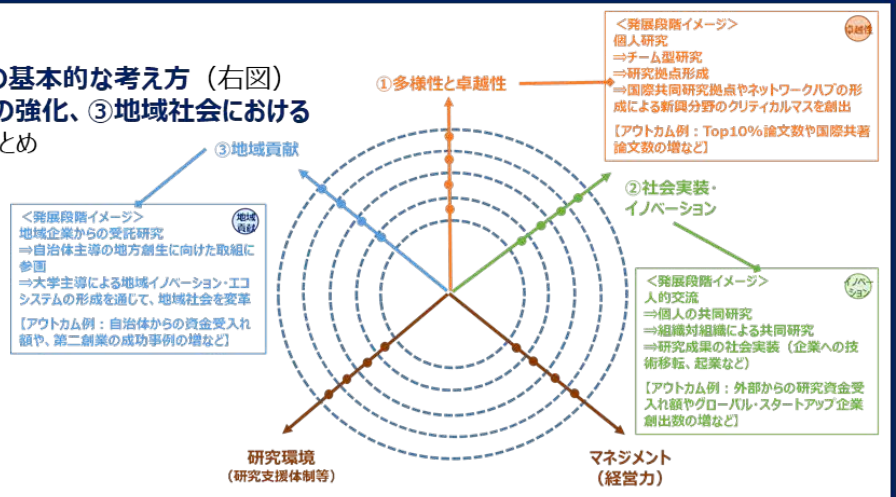
- ※象限毎に機能を分類したもので、それぞれの象限に優劣はない
- 卓越性**
 - 【研究】学術研究の多様性と卓越性を発展させる機能
 - 【人材】多様な専攻の博士課程を通じて、将来アカデミアを含めて社会で広く活躍し次代を切り拓く人材を養成する機能
 - イノベーション**
 - 【研究】地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能
 - 【人材】イノベーション創出を担う人材を養成する機能
 - 地域貢献**
 - 【研究】地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能
 - 【人材】地域の中核となる知の拠点として、地域ニーズに対応した人材養成機能

総合振興パッケージの狙い（目的）

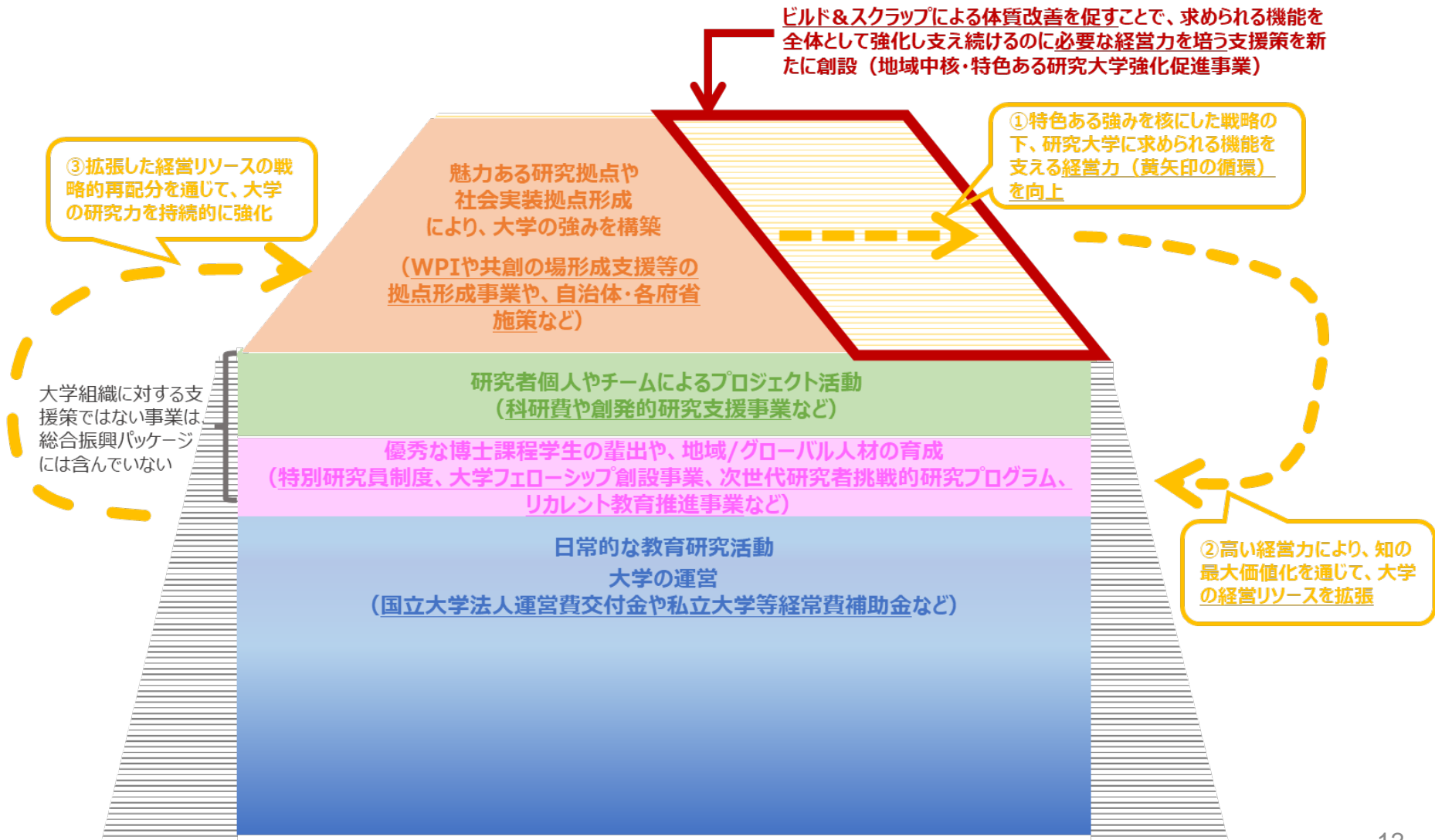
求められる『機能』の観点から大学自身の立ち位置を振り返る「羅針盤」の基本的な考え方（右図）を示しつつ、各府省の事業等を①大学自身の取組の強化、②繋ぐ仕組みの強化、③地域社会における大学の活躍の促進の3段階に整理して、1つの政策パッケージとしてとりまとめ



地域の中核大学等が地域社会の変革のみならず、我が国の産業競争力強化やグローバル課題の解決に大きく貢献



研究活動を核とした「大学の力」の最大化を支える主な施策の構造イメージ



「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」 (支援対象、申請方法)

● 支援対象及び申請方法 (国公立大学)

- 支援対象は、国公立大学。本事業への申請は、1大学あたり1件。他機関とともに申請する場合は、①に加え②の構成で該当するものを記入。
- 大学間連携を行う場合は、連携することが目的でなく、大学ごとに何を強化するために、学内では何が不足していて、それをどこと連携して補うとどう強くなれるかといった明確な戦略が必要であること。

①**提案大学** (本事業に申請する大学) : 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点 (世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI) や共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT) 等の**拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの**) 等を有する国公立大学のうち、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する大学

一 ②**連携機関**

- **連携大学** : 大学が有する強みを活かして、提案大学の研究力の向上戦略に関連して、提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公立大学 (大学共同利用機関を含む)
 - **参画機関** : 本事業の経費の配分対象ではないが、研究力の強化に有効な大学等 (例 : 令和4年度に公募を行っている国際卓越研究大学への申請中の大学や、海外大学、国立研究開発法人、高等専門学校等)
- 留意事項 :
 - 提案大学となる大学が別の大学の申請において連携機関となることは可能
 - 令和4年度に公募を行っている国際卓越研究大学制度へ申請中の大学については、参画機関としての位置づけは認める
 - 提案大学は、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、研究力の向上戦略を作成

(大学間連携のイメージ)

【基礎研究：組織の規模確保】

- 特定の研究分野において強みを有する**国内外**の大学同士が、当該分野におけるクリティカルマスを構築するため、共同研究所を設立し、連携して研究推進体制を構築

【研究と臨床の連携】

- 「医療分野の基礎研究において世界トップレベルの力を有しているものの、臨床現場を持っていない大学」が、「付属病院を有し、医療現場への技術移転で成果を出している大学」と連携

【広域課題への対応体制】

- 地理的に近い位置に立地する課題解決に取り組む大学同士が連携し、それぞれ培ってきた強みや特色となる研究のシーズ等を融合させ、成果の社会実装範囲を拡大していくことで、県を超えた地域の様々な課題解決に貢献

【地域における高い基礎研究力と都市部におけるスタートアップ力の融合】

- 「地域に設置されている国際環境と基礎研究力が非常に高い大学」が、「都市部のスタートアップ力が高い大学」と連携

【産連活動を支える専門家集団の共有】

- 「小規模だが社会実装拠点を有し、スタートアップエコシステム拠点都市の活動を牽引するなど、産学連携活動に強い大学」同士で、産学連携関係の部署（知財、共同研究契約、アントレ教育等）を統合

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」（連携機関がある場合の提案大学の役割）

- 提案大学は、連携機関との協力にあたって、以下を行うものとする。
 - ① 連携機関との間で「研究力の向上戦略」を共有し、その実現に向けた計画が着実に進むよう促していくこと
 - ② 連携大学への予算配分を行うとともに、連携大学を含めた全体の資金計画・執行状況について把握すること
 - ③ 連携機関を含めた全体の年度報告をJSPSに行うほか、JSPS（文科省含む）による毎年度のサイトビジットや面談等において、必要に応じ、連携機関とともに対応に当たること

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」(支援内容)

- 提案大学が策定した研究力の向上戦略の実現に必要な経費を基金として5年間支援(最大55億円程度/件※1)。
 - ① 環境整備等に係る経費(最大25億円程度:5億円程度※2/件×最長5年間): 研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を行う専門人材の人件費や旅費、調査費、謝金、その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費等を想定
 - ② 設備等の整備に係る経費(最大30億円程度/件): 大型の研究機器の購入及び設置経費、研究・事務のDX化やスマートラボ等に係る経費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等を想定。連携大学に設置する場合、各連携大学ごとに上限15億円※3

※1: 基本は、毎年度の計画に従って支給されるが、交付決定額の範囲内での当該年度の使用額を変更可能(事業の進捗に応じた前倒し使用や、繰越手続きなく、翌年度への繰り越しが可能)

※2: 「①環境整備等に係る経費」について、大学や取組の規模等も異なることから、支援額を1件あたり25億円程度と画一にするのではなく、大学や取組の規模等に応じて支援額を設定

※3: 特定の大学が複数の提案に連携大学として参画することで、提案大学以上に②設備等の整備に係る経費が支援されることがないように、複数の提案に参画しても、1大学への②の合計金額は、15億円以下とする

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」（申請書類、審査方法）

- **申請書類**： 提案大学は、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための具体化されたプロセスを示した「①研究力の向上戦略」、及び研究力の向上戦略の具体的な道行き（5年間）を示す「②研究力向上計画」、及び「③資金計画（環境整備等に係る経費や設備整備に係る経費の計画）」を提出（連携機関がある場合、連携機関の分の研究力向上計画や資金計画も作成）
- **審査方法**： JSPSの審査委員会は、各大学からの提案を書面・面接（必要に応じて、サイトビジット等での対話を通じた計画の変更）により審査し、採択大学を決定
 - ① 「研究力の向上戦略」に係る審査
 - ② 「研究力向上計画」及び「資金計画」に係る審査
 - ③ 採択大学の決定
- **R6年度以降の採択**： 公募や伴走支援の状況等や国際卓越研究大学の結果も踏まえて、柔軟に事業設計

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」（申請内容について）

①研究力の向上戦略：

- 提案大学の研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るためのプロセス※¹（連携機関がある場合、**連携の必要性や連携内容**、連携機関の取組の説明含む）

※¹：提案大学の強みや特色ある研究拠点等を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開、他機関との連携、リソース配分の見直しや組織改革、若手研究者・研究支援人材育成、戦略的に強みを伸ばしていくための研究時間の確保等の観点を記載(研究力向上に係るアウトプット・アウトカム の測定指標の内容を含む。)

- 大学のミッションや総合振興パッケージも踏まえた目指す提案大学の大学ビジョンの設定
- 提案大学の研究力の向上戦略に係る実績等※²（連携機関がある場合、連携機関の実績の説明含む）

※²：提案大学の研究拠点等の実績や大学としての戦略に係る実績、提案大学のリソース配分や組織改革の状況等の記載

②研究力向上計画：

提案大学の「研究力の向上戦略」の実現に向けた、5年間での人材や研究基盤等の学内アセットの整備に係る計画※³（連携機関がある場合、**連携の必要性や連携内容**、連携機関の取組の説明含む）

※³：研究力の向上に係るアウトプット・アウトカムの内容含む。

③資金計画：

- 「研究力向上計画」に必要となる環境整備等、及び設備整備に係る経費の計画
- 本事業に伴う後年度負担の対応予定（既存の学内アセットの見直し含む）
- 持続的な展開に向けた外部収入等の獲得予定や既存の経費の合理化計画（連携大学がある場合、上記に係る連携大学が使用する経費等に係る説明含む）

(アウトプット・アウトカムを測定する指標について)

- 提案大学は、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るためのプロセスの進捗状況を適時・適切に把握・改善していくため、「総合振興パッケージ」を踏まえて、研究活動を核として大学の力を向上させる際に求められる機能の内容に応じ、アウトプット・アウトカムを測定する適切な指標を設定
- なお、指標については、特定のものに限らず、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを踏まえ、各大学が適切に設定するものとしてはどうか。その際、各大学においては、アウトプット・アウトカムの関連性を考慮した上で設定。

<測定指標の例>

①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能

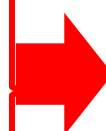
- 論文数や国際共著論文数
- 論文の被引用数
- リサーチ・インパクトの状況や高インパクトジャーナルへの掲載割合 等

②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能

- 民間企業等との共同研究件数や共同研究費受入額（受託含む）
- 特許出願数
- グローバルスタートアップ企業の創出数 等

③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能

- 研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決の件数
- 自治体からの資金受け入れ額
- 第2創業の成功事例件数や地域需要創出型企業の創出数 等



✓大学ビジョンを踏まえた機能の向上の状況を総合的に把握

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」（審査の観点）

● 審査の観点※1：

①「研究力の向上戦略」に関する審査の観点※1, 2

- 実績を踏まえた実現可能性や優位性、発展性（連携機関がある場合、連携機関の実績や戦略の実現に向けた連携の効果も審査）

※1：社会課題解決にあたっての取組の強化に向けては、人文・社会科学も含めた大学の総合知の活用も重要

※2：地域/社会貢献を追求するにあたっては、地域全体のエコシステムの形成を意識していくことや、地域内外のステークホルダーへの大学の強みや特色となる研究拠点や今後の研究の方向性を発信していくことも重要

②「研究力向上計画」に関する審査の観点

- 計画の有効性（研究力の向上戦略の実現に対する効果、連携機関との連携効果）
- 計画及び進め方の妥当性（計画の管理体制の妥当性含む）

③「資金計画」に関する審査の観点※3

- 計画の有効性（連携機関がある場合、連携機関への資金配分の有効性を含む）
- 計画の妥当性（金額の規模の妥当性のほか、後年度負担や外部資金獲得予定、既存の経費の合理化計画を含む。連携機関がある場合、連携機関への資金配分の妥当性や連携機関における後年度負担等の妥当性も審査）

※3：連携機関等からの資金的・人的コミットメントがある場合には、高く評価

なお、複数の申請に関わる大学には、当該大学に対し、各申請の妥当性や実現可能性とともに、全申請を通じた当該大学の研究力向上に関する効果等も確認

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」（事業推進にあたって）

- 文科省及びJSPSは協力して、毎年度、採択大学の研究力向上に向けた計画の進捗管理を適切に行うとともに、戦略の実現に向けて伴走支援を行う
- 文科省は、専門家等の協力も得ながら事業の状況を分析し、その結果を省内の研究大学の振興施策にフィードバック
- 文科省は、総合振興パッケージの枠組みの下、採択大学の活躍の促進に向けて、他府省庁の地域中核・特色ある研究大学の振興施策との事業連携により一体的に支援

〈JSPS〉

- 中間年（3年度目を目途）及び最終年※（5年度目を目途）に評価を実施することを念頭に、主にPD・PO等による大学との対話を行いながら、進捗管理と研究力向上のために必要な指導・助言を展開。
※継続的な支援を認められた場合は最長10年を目途に延長。
- なお、評価結果に応じて事業を中止する場合がある。また、大学が評価疲れを起こさないように留意。

〈文科省〉

- 上記に加え、各大学の研究力の向上戦略の実現に向けて、各大学との間で、**アウトプット・アウトカムの測定指標の設定やそれを達成するための方策について**対話を行いながら提案を含めた支援を展開（効果的な研究力強化を図るための他大学との連携の観点も含む）。また、各大学の経営支援の観点から、各大学が必要に応じ経営コンサルティングファーム等も活用できるような体制も含めた、伴走支援体制を整備。
- 6年度目以降の継続的な取組の支援内容の検討は、文科省の事業設計委員会において引き続き実施。

地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針（案）

令和 5 年〇月〇日
文部科学大臣決定

独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 159 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づいて独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に造成された地域中核研究大学等強化促進基金（以下「基金」という。）を適切に運用するため、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和 5 年〇月〇日文部科学大臣決定）第 7 条第 6 号に規定する運用基本方針を定める。

1. 目的

地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学（以下「地域中核・特色ある研究大学」という。）が、その強みや特色のある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る環境整備を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進することを目的とする。

2. 総則

- (1) 基金から支出する助成金（以下「助成金」という。）の執行に係るルールは、法第 17 条第 2 項により準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)及び本基本方針（助成金により行う事業（以下「補助事業」という。）の制度骨子を定める別紙の内容を含む。以下同じ。）に適合するよう策定されなければならない。
- (2) 振興会は、多様な知見を有する有識者からなる「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」を設置し、本基本方針を踏まえ、補助事業の公募、審査、進捗管理及び文部科学省に設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会」（以下「事業設計委員会」という。）に対する進捗報告を行うとともに、事業設計委員会の助言を十分に踏まえ、補助事業を実施しなければならない。

3. 助成金の交付の対象等

- (1) 助成金の交付は、地域中核・特色ある研究大学であって、強みや特色ある研究拠点・社会実装拠点等を有する大学が、研究力が向上した 10 年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための具体化されたプロセスを示した、研究力の向上戦略に基づき、実行する取組を対象とする。
- (2) 具体的には、振興会により審査・採択された大学（以下「採択大学」という。）が、研究力の向上戦略に基づき、実行する取組を交付対象とする。また、研究力の向上に向けて採択大学と有効な連携を行う連携機関（連携大学及び参画機関）がある場合には、連携大学の取組についても交付対象とする。なお、本基本方針において、「連携大学」は、「大学が有する強みを活かして、採択大学の研究力の向上

戦略に関連して、採択大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公私立大学（大学共同利用機関を含む）」のことを言い、「参画機関」は、「本事業の経費の配分対象ではないが、研究力の強化に有効な大学等」のことを言う。

(3) 連携機関がある場合には、採択大学が責任機関として全体を統括するものとする。この場合において、振興会と補助事業者との間における一連の事務の実施に当たっては、採択大学が補助事業者を代表して行うものとする。

(4) 助成金は、研究力の向上のための戦略的実行経費（経費 A）、研究設備等整備経費（経費 B）の 2 つから構成することとし、経費 A、B の性格は以下のとおりとする。

- ① 経費 A：研究力の向上戦略を実行するために必要な経費であり、経費 B に含まれないもの（研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の person 費、研究者 person 費、旅費、謝金、調査費、その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費等）
- ② 経費 B：研究設備等整備経費（研究機器購入費、研究機器購入に伴う設置経費、研究・事務 DX（デジタル・トランスフォーメーション）や研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等）

4. 助成金の費目間流用

(1) 経費 A 又は経費 B のそれぞれにおける費目間の流用は、各年度予算額の総額のそれぞれ 50% の範囲内であれば、振興会への手続を経ることなく行うことができる。総額の 50% を超える流用を行うおとする場合には、振興会の承認を必要とする。

(2) 経費 A 及び経費 B 間の流用については、振興会が真に必要と認める場合に限る。

(3) その他必要となる費目間流用の取扱については、別途振興会が定めることとする。

5. 助成金の適切な管理及び執行

(1) 助成金の執行は、振興会及び助成金の交付を受ける補助事業者が定める規程等に基づいて行う。振興会及び補助事業者は、他大学との連携方策を含む研究力の向上戦略の実行に必要な取組に対し柔軟に支出できるように留意するとともに、助成金を適正に執行管理するために必要な規程等を定め適切に管理することとする。

(2) 助成金により行う事業の期間内においては、研究力の向上戦略に基づく取組が円滑に進展するよう、年度末、年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないように努め、弾力的な経費の執行を可能とする。

(3) 各年度の助成金において、補助事業者が策定した事業計画の変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、事前の手続きを経ることなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、補助事業者は各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。

(4) 補助事業者は、交付申請時に提出する事業計画又は変更届後の事業計画書で示すことにより、実施する取組の一部を他機関に委託等契約により行わせることができる。その際、委託する業務の内容に応じて、経費 A 及び経費 B の各費目に振り分けて支出を管理するものとする。なお、事業遂行上必要な場合には補助事業者から委託を受けた機関からの委託（再委託）も可能とする。委託先、再委託

先における委託費・再委託費の管理については、助成金の取扱いに準ずるものとする。

(5) 補助事業において、助成金の不正な使用等が認められた場合又は研究力の向上戦略に基づき実行する取組に関する報告書等の不正行為（捏造等）が認められた場合には、振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。

6. 助成金の交付申請等

(1) 助成金は、採択大学が交付申請時に提出する補助事業期間の所要経費総額及び年度毎の事業計画に基づいた支払請求の申請を行うことにより振興会から交付する。ただし、振興会は、採択大学の研究力の向上戦略の実行に係る進捗状況を踏まえ、交付にあたって一定の要件を課すことや補助事業期間途中で交付額の上限を設けることができることとする。

(2) 連携大学がある場合には、助成金は振興会が採択大学に一括で配分し、連携大学には採択大学から補助事業遂行に必要な額を配分するものとする。

(3) 研究力の向上戦略の実行上必要な場合においては、交付決定の総額の範囲内で、年度途中の追加支払いを受けることを可能とする。

7. 事業計画の変更

(1) 事業計画を大幅に変更する場合には、採択大学から事前に振興会に変更申請を行わなければならない。振興会は、当該変更申請を受けたときは、承認するか否かの判断をするものとする。

(2) 上記を除く事業計画の内容の軽微な変更については、補助事業者の判断により行うことができる。ただし、補助事業者が委託した機関の変更については、委託する事業の内容に応じ、振興会への事前の届出を必要とする。

8. 実施状況報告書の提出

採択大学は、最終年度を除く各年度終了後 2 か月以内に事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

9. 法律に基づく額の確定

採択大学は、補助事業期間終了後に、補助事業期間全体の実績報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の審査等については、8. により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

10. 補助事業完了により生じた収益の取扱

(1) 補助事業者は、補助事業期間終了後 5 年を経過する時点まで、補助事業の完了により収益を生じたときは、採択大学を通じてその旨を記載した書面を振興会に提出しなければならない。

(2) 上記書面を受理した振興会は、当該内容を確認し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

11. 進捗管理及び評価

(1) 補助事業については、文部科学省及び振興会による進捗管理、中間年（3年度目を目途）及び最終年（5年度目を目途）に評価を実施する。

(2) 振興会は、進捗管理及び中間評価の結果、必要がある場合には、補助事業者に対し、改善を要求するとともに、補助事業の継続が不適當である等の意見が出された場合においては、これを踏まえて交付決定の一部取消等の措置を講ずることができる。

12. 見直し

文部科学大臣は、基金の運用開始5年以内に、基金の執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

13. その他

本基本方針として文部科学省において定めることのほか、基金の運用に関し必要な事項は、これと整合を図りつつ、振興会が定めることとする。

附則

この決定は、令和〇年〇月〇日から施行する。

取扱注意（2023/3/3 時点）

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の制度骨子
(案)

令和 5 年〇月〇日

文部科学大臣決定

目次

| | | |
|------|---------------------------|----|
| 1. | 事業の背景及び目的..... | 3 |
| 2. | 本事業の公募に関して..... | 4 |
| 2-1. | 支援にあたっての考え方..... | 4 |
| (1) | 支援対象及び申請方法..... | 4 |
| (2) | 大学間連携の意義..... | 5 |
| (3) | 連携機関がある場合における提案大学の役割..... | 5 |
| (4) | 令和6年度以降の公募..... | 6 |
| 2-2. | 支援内容..... | 6 |
| (1) | 支援内容..... | 6 |
| (2) | 留意事項..... | 6 |
| 2-3. | 申請書類・審査方法..... | 6 |
| (1) | 申請書類..... | 6 |
| (2) | 申請内容..... | 7 |
| (3) | 審査方法..... | 8 |
| (4) | 審査の観点..... | 9 |
| (5) | 留意事項..... | 9 |
| 3. | 事業推進の在り方について..... | 10 |
| 3-1. | 振興会における事業推進体制について..... | 10 |
| 3-2. | 進捗管理・評価・伴走支援について..... | 10 |
| 3-3. | 事業推進にあたっての留意事項について..... | 11 |

「地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針」（令和5年〇月〇日、文部科学大臣決定）2. に規定する、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「本事業」という。）の制度骨子について、以下のとおり定めることとし、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、この制度骨子に基づき、本事業の運営を行うものとする。

1. 事業の背景及び目的

- 日本全体の研究力を向上させるためには、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核となる大学や特定分野に強みを持つ大学など、実力と意欲を持つ多様な大学の機能を強化していくことが重要であり、政府において、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和4年2月1日、総合科学技術・イノベーション会議決定。以下「総合振興パッケージ」という。）を取りまとめた。
- これを踏まえ、国際卓越研究大学と、地域中核・特色ある研究大学（①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能：これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学）が、相乗的・相補的な連携により共に発展するスキームの構築が必要不可欠である。
- そのためには、地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていけるよう、特定の強い分野の拠点等の強みを核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要である。
- 本事業では、研究力の飛躍的向上に向けて、10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援する。
- なお、地域中核・特色ある研究大学は、令和5年2月8日に改定された「総合振興パッケージ」の趣旨も踏まえ、各大学のミッションも踏まえつつ、目指す大学ビジョンを設定し、それに向けて自らの立ち位置を振り返りながら、戦略的な経営を推進することが重要である。本事業を活用し、研究力強化に必要な取組の効果を最大化し、研究を核とした大学の国際競争力強化を図るだけでなく、戦略的な経営に向け

て経営リソースの拡張を図るとともに、メリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着を目指すことが求められる。

- また、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」（以下「施設整備事業」という。）による支援との相乗効果を生むことを念頭において、本事業に申請することを期待する。

2. 本事業の公募に関して

2-1. 支援にあたっての考え方

(1) 支援対象及び申請方法

- 支援対象は国公私立大学とする。

- 本事業への申請は1大学あたり1件とし、他機関とともに申請する場合には、以下の①提案大学に、②連携機関を加えるものとする。

- ① 提案大学：強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）や共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）等の拠点形成事業、自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）等を有する国公私立大学のうち、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する大学

② 連携機関

- ・連携大学：大学が有する強みを活かして、提案大学の研究力の向上戦略に関連して、提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公私立大学（大学共同利用機関を含む）
- ・参画機関：本事業の経費の配分対象ではないが、提案大学と連携して活動を行う、研究力の強化に有効な大学等（例：令和4年度に公募を行った国際卓越研究大学制度への申請中の大学や、海外大学、国立研究開発法人、高等専門学校等）

- 提案大学は、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等を核とした研究力の向上戦略を作成するものとする。

- 提案大学となる大学が別の大学の申請において連携機関となることは可能とする。

ただし、複数の提案において同一の支援内容を申請することは不可とする。

(2) 大学間連携の意義

○大学間連携を行う場合は、連携を行うこと自体が目的ではなく、提案大学は、自らの機能ごとの現状及び10年後の研究力が向上した大学ビジョンを踏まえ、その実現にあたって大学ごとに何を強化し、学内において不足しているリソースや課題を見定め、それをどのような大学と連携することでそれらを補完できるかの明確な戦略性が必要となる。

○以下は、研究力強化のために考えられる大学間連携のイメージ例であるが、これ以外にも上記の趣旨で行われる戦略的な連携も考えられる。

(参考) 研究力の強化に係る大学間連携イメージ例

- ① 基礎研究を推進する上での組織の規模確保に向けた、特定の研究分野において強みを有する国内外の大学同士の連携
- ② 基礎研究と臨床研究の連携強化に向けた、基礎研究に強みがある大学と、附属病院を有する大学との連携
- ③ 広域課題への対応に向けた、地理的に近い位置に立地する、強みや特色が異なる大学同士による連携
- ④ スタートアップ創出力の強化に向けた、地域の基礎研究力が強い大学と、都市部のスタートアップ創出力が高い大学との連携
- ⑤ 産学官連携を支える専門家集団の共有に向けた、大学同士での人材・情報等の共有化

(3) 連携機関がある場合における提案大学の役割

○提案大学が責任機関として全体を統括し、振興会との間における一連の事務の実施に当たっては、各大学を代表して行うものとする。具体的には、以下の役割を担うものとする。

- ① 連携機関との間で研究力の向上戦略を共有し、その実現に向けた計画が着実に進むよう促していくこと
- ② 連携大学への予算配分を行うとともに、連携大学を含めた全体の資金計画・執行状況について把握すること
- ③ 連携機関を含めた全体の年度報告を振興会に行うほか、振興会が文部科学省とともに実施する毎年度の進捗管理（面談やサイトビジット等）等において、必要に応じ連携機関とともに対応に当たること

(4) 令和6年度以降の公募

- 令和5年度の公募及び伴走支援の状況等や国際卓越研究大学制度の審査状況及び採択結果等も踏まえて、文部科学省との事前協議の上、柔軟に事業設計を行うこと。

2-2. 支援内容

(1) 支援内容

- 提案大学が策定した研究力の向上戦略の実現に必要な経費を5年間支援（最大55億円程度/件）するものとする。

- ① 戦略的実行経費（研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人件費、研究者人件費、旅費、謝金、調査費、その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費等）：最大25億円程度：5億円程度/件・年×最長5年間
- ② 研究設備等整備経費（研究機器購入費、研究機器購入に伴う設置経費、研究・事務DX（デジタル・トランスフォーメーション）や研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等）：最大30億円程度/件

(2) 留意事項

- 「①環境整備等に係る経費」について、大学や取組の規模等も異なることから、支援額を1件あたり25億円程度と画一にするのではなく、大学や取組の規模等に応じて支援額を設定することとする。
- 「②設備等の整備に係る経費」について、連携大学に設置する場合には、連携大学ごとの支援上限額を15億円とする。また、特定の大学が複数の提案に連携大学として参画することで、提案大学以上に「②設備等の整備に係る経費」が支援されることがないように、複数の提案に参画する場合においても、連携大学としての1大学への支援金額の上限は、15億円とする。

2-3. 申請書類・審査方法

(1) 申請書類

- 提案大学には、申請書類として以下のものを提出させること。

- ① 研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、強みや特色ある研究や社会

実装の研究拠点等を核とし、そこに至るための具体化されたプロセスを示した「研究力の向上戦略」

- ② 研究力の向上戦略の具体的な道行き（5年間）を示す「研究力向上計画」及び「資金計画（環境整備等に係る経費や設備整備に係る経費の計画）」

○また、申請において連携大学がある場合、連携大学における「研究力向上計画」、「資金計画」を作成させ、併せて提出させること。

（2）申請内容

○各項目について、以下の内容を盛り込んだものを提出させること。その際、連携機関がある場合、連携の必要性、連携内容及び実績等を含むものとする。

① 研究力の向上戦略：

- ・大学のミッション等及び総合振興パッケージも踏まえ、提案大学の研究力が向上した10年後の大学ビジョン及びそこに至るためのプロセス（提案大学の強みや特色ある研究拠点等を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開、他機関との連携、リソース配分の見直し・組織改革、若手研究者・研究支援人材育成、及び戦略的に強みを伸ばしていくための研究時間の確保等並びに研究力向上に係るアウトカム及びアウトプットの内容を含む。）
- ・提案大学の研究力の向上戦略に係る実績等（研究拠点等の実績、大学としての研究力の向上戦略に係る実績（リソース配分や組織改革の状況等の内容を含む。）

② 研究力向上計画：

- ・提案大学の「研究力の向上戦略」の実現に向けた、5年間での人材や研究基盤等の学内アセットの整備に係る計画（研究力向上に係るアウトカム及びアウトプットの内容を含む。）

③ 資金計画：

- ・「研究力向上計画」の実施に必要な環境整備及び設備整備等に係る経費の計画
- ・大学の取組の持続的な展開に向けた、本事業終了後の後年度負担への対応予定（外部収入等の獲得予定や既存経費の合理化計画の内容を含む。）

○なお、強みや特色ある研究拠点等については、例えば以下の体制や実績を有するものであること。

- ① 特定の個人研究者のみに依存せず、まとまった所属研究者数や関連する研究支援者(URA等の研究マネジメント人材や技術職員等の高度な専門職人材を含む)数を有していること
- ② 大学本部の積極的な関与のもと、組織的に充実した活動が行えるよう運営マネジメントがなされていること
- ③ 拠点等の性質に応じて、論文創出数や論文の被引用数、民間企業との共同研究件数や共同研究費受入額、特許出願数や起業数、研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決などの面で実績を上げていること

○また、研究力向上戦略のプロセスを適時・適切に把握・改善していくため、振興会は、提案大学に対し、「総合振興パッケージ」を踏まえ、以下のような例示も示しながら、強化すべき機能の内容に応じたアウトカム及びアウトプットを測定する適切な指標を設定させること。その際、指標については、特定のものに限定せず、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを踏まえ、提案大学が適切に設定を行うものとする。また、提案大学に対しては、アウトプット・アウトカムの関連性を考慮した上で設定させること。

- ① 強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能
 - ・論文数や国際共著論文数
 - ・論文の被引用数
 - ・リサーチ・インパクトの状況や高インパクトジャーナルへの掲載割合 等
- ② 地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能
 - ・民間企業等との共同研究件数や共同研究費受入額(受託含む)
 - ・特許出願数
 - ・グローバルスタートアップ企業の創出数 等
- ③ 地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能
 - ・研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決の件数
 - ・自治体からの資金受け入れ額
 - ・第2創業の成功事例件数や地域需要創出型企業の創出数 等

(3) 審査方法

○振興会に設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」(以下「事業推進委員会」という。)は、以下の流れに従い、提案大学からの申請を書面・面接により審査し、採択大学を決定するものとする。

- ① 「研究力の向上戦略」に係る審査
- ② 「研究力向上計画」及び「資金計画」に係る審査
- ③ 採択大学の決定

○その際、振興会は、必要に応じて、サイトビジット等を通じ大学の現状を把握するとともに、提案大学との対話等を通じて最終的な採択大学を決定すること。

○また、不採択となった大学に対しては、その理由を明示すること。

(4) 審査の観点

○事業推進委員会は、以下の観点の具体化を図り、申請内容の審査を行うこと。連携機関がある場合には、研究力の向上戦略に係る連携機関の実績、連携機関との連携効果、連携大学への資金配分の有効性・妥当性等も併せて審査を行うこと。

- ① 「研究力の向上戦略」に関する審査の観点
 - ・実績を踏まえた戦略の実現可能性や優位性、発展性
- ② 「研究力向上計画」に関する審査の観点
 - ・計画の有効性（研究力の向上戦略の実現に対する効果）
 - ・計画及び進め方の妥当性（計画の管理体制の妥当性を含む）
- ③ 「資金計画」に関する審査の観点
 - ・計画の有効性
 - ・計画の妥当性（金額の規模の妥当性を含む）

(5) 留意事項

○審査を行うにあたっては、大学ビジョンの性質等に応じ、以下の点を踏まえることも重要である。

- ・複数の申請に関わる大学については、当該大学における各申請の妥当性や実現可能性とともに、全申請を通じた当該大学の研究力向上に関する効果等があること
- ・社会課題解決を強化する取組については、人文・社会科学も含めた大学の総合知が活用されていること
- ・地域・社会貢献を追求する取組については、地域全体のエコシステムの形成を推進する観点から、ステークホルダーに対し、大学の強みや特色、地域内外に対する研究の方向性が発信されていること
- ・連携機関等からの資金的・人的コミットメントがあるなど、実質的な連携が図られ

ていること

3. 事業推進の在り方について

3-1. 振興会における事業推進体制について

- 振興会に設置する事業推進委員会は、事業の公募、審査及び進捗管理を行うものとする。

- その際、本事業が、大学ビジョンに応じて、
 - ①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、
 - ②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、
 - ③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能といった多様な方向性の機能の拡充を求めるものであることから、事業推進委員会等は、それを踏まえた多様な専門的知見を有する有識者で構成するものとする。

- 事業推進委員会は、文部科学省の「地域中核・特色ある研究大学に係る事業設計委員会」（以下「事業設計委員会」という。）に対し、その求めに応じて、事業の進捗及び課題等について報告するものとし、事業設計委員会は、大局的な観点から事業推進委員会に対し、助言を行うものとする。

- 事業推進委員会は、事業設計委員会の助言を十分に踏まえ、事業の推進を行うものとする。

3-2. 進捗管理・評価・伴走支援について

- 文部科学省及び振興会は、以下に示す役割分担の下、採択大学の研究力向上に向けた計画の進捗管理を適切に行うとともに、戦略の実現に向けて伴走支援を行う。その際、大学が評価疲れを起こさないように留意する。

- ① 振興会
 - ・振興会は、支援期間の中間年（3年度目を目途）及び最終年（5年度目を目途）に評価を実施することを念頭に、振興会が選定するプログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサー等（以下「PD等」という。）による大学との対話を行いながら、進捗管理と研究力向上のために必要な指導・助言を展開するこ

と。

- ・その際、以下の点について留意すること。
 - 評価結果によって事業を中止する場合があること。
 - 研究力向上計画及び資金計画については、大学ビジョンの実現のために、柔軟な変更を可能とすること。
 - 振興会は、各大学によってそのビジョンやその実現に向けたプロセスが多様となることを踏まえ、必要な指導・助言を効果的に行うことができるよう、多様な専門的知見を有する者をPD等として選出すること。

② 文部科学省

- ・上記に加え、各大学の研究力の向上戦略の実現に向けて、アウトプット及びアウトカムの測定指標の設定やそれを達成するための方策等について各大学との対話を行いながら提案を含めた支援を展開する（効果的な研究力強化を図るための他大学との連携の観点も含む）。
- ・また、各大学の経営支援の観点から、各大学が、必要に応じて経営コンサルティングファーム等を活用できる体制の構築も含め、伴走支援体制を整備する。

○支援期間の最終年（5年度目）を目途に評価を行い、進捗に応じて、大学への必要な支援を展開できるよう、文部科学省及び振興会において取組を継続的に支援する（最長10年を目途）。継続的な支援の内容については、事業の進捗状況及び効果に係る振興会からの報告を踏まえつつ、事業設計委員会において検討する。

3-3. 事業推進にあたっての留意事項について

- 本事業は、「総合振興パッケージ」の重要施策であることを踏まえ、振興会は、「総合振興パッケージ」のフォローアップの結果、総合科学技術・イノベーション会議及び大学研究力強化委員会等の議論等も踏まえ、事業の推進を図ること。
- その際、「総合振興パッケージ」の目的は、「大学がそれぞれ自らのミッションに応じたポートフォリオ戦略の下、選択的かつ、発展段階に応じて、それぞれの機能を各府省の事業を活用してさらに強化し易くすること」であることから、文部科学省においては、大学に対し、文部科学省のみならず他府省の事業を含めた他事業の活用・連携を積極的に促進及び支援する。また、文部科学省は、専門家等の協力も得ながら事業の実施状況等を分析し、その結果を文部科学省における研究大学の振興施策にフィードバックを行うこと。

- また、政府においては、新しい資本主義の実現に向けた重点投資の主要な柱の一つとして、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日、新しい資本主義実現会議決定）を策定し、スタートアップ創出に向けて環境整備を強力に進めていくこととしており、先行して文部科学省において実施している施設整備事業においても、その趣旨を踏まえ、スタートアップ創出に向けたインキュベーション機能を有する施設等の整備を支援するとともに、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）においても大学発スタートアップ創出に向けた基金の造成を行ったところである【P】。

- 文部科学省は、本事業と大学発スタートアップ施策との連動を図るとともに、振興会と機構との有機的な連携が図られるよう、文部科学省において適切な取り計らいを行うこと。また、振興会は、文部科学省の施設整備事業により整備する施設の内容も十分に踏まえ、3-2.における進捗管理・評価・伴走支援を行うものとする。

- このほか、本制度骨子に定められていない詳細の事項については、「総合振興パッケージ」及び本骨子の趣旨等を十分に踏まえつつ、振興会において定めること。ただし、本骨子に相当するような重要事項を決定する際には、予め事業設計委員会の意見を聞くものとする。